



中村太郎税理士事務所

Nakamura Taro Certified Tax Accountant Office

NEWS LETTER

7月の祝日といえば「海の日」です。もともとは「海の記念日」という日でしたが、1996年からは国民の祝日「海の日」となり今年で21年目を迎えます。早いものですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

7

2016



■災害義援金に係る 「ふるさと納税」の取扱い

- 相続後に空き家を譲渡した場合の特別控除
- 昨年度よりさらに強化される厚生労働省の過重労働対策
- 業種・事業所規模別の夏季賞与1人平均支給額

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502

TEL：03-6302-0475／FAX：03-6302-0474

災害義援金に係る 「ふるさと納税」の取扱い

総務省が公表した「ふるさと納税に関する現況調査結果（平成27年9月30日時点）」によれば、27年度上半期（4～9月）での「ふるさと納税」の受入額が全国計で453.6億円（対前年同期比約3.9倍増）でした。27年は「ふるさと納税」の税制措置が拡充された他、確定申告を行わなくとも「ふるさと納税」の寄附金控除が受けられる“ふるさと納税ワンストップ特例制度”が開始され、自治体の積極的な広報活動も受けて、これまで以上に「ふるさと納税」が活用されているようです。

災害義援金は「ふるさと納税」として扱われるケースも

「ふるさと納税」といえば、平成28年熊本地震を受け、個人や法人の方が日本赤十字社等へ支出した一定の義援金についても、東日本大震災時と同様に、「ふるさと納税」として取扱われます。

“義援金”に係る国税の取扱いは主に次のとおりですが、そのうち下記1.及び2.のケースにおいて、個人住民税では「ふるさと納税」として取扱います。ただし、下記2.の義援金は“ふるさと納税ワンストップ特例制度”を適用することはできません。必ず確定申告をしなければならない点に、ご注意ください。

義援金の支出先	個人（所得税）	法人（法人税）
1. 国又は地方公共団体		
2. 寄附した義援金が募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかである当該募金団体 例. 以下が行う災害義援金募集 ・日本赤十字社 ・中央共同募金会	寄附金控除の対象 （2,000円を超える寄附合計（限度は所得金額の40%相当）が寄附金控除額）	国等に対する寄附金 （全額損金算入）
3. 公益社団法人・公益財団法人・認定NPO法人等 （その法人の主たる目的である業務に関連するものに限る）	寄附金控除の対象 （支払先が一定の要件を満たす法人である場合には、寄附金特別控除（税額控除）との選択適用が可能）	特定公益増進法人に対する寄附金 （特別損金算入限度額の範囲内で損金算入可能）
4. 上記1.～3.以外の先（NPO法人、職場の有志で組織した団体などの人格のない社団等）	寄附金控除の対象外	一般の寄附金 （損金算入限度額の範囲内で損金算入可能）

書類の準備も必要

税制上の上記適用を受けるためには、個人であれば確定申告書に一定の書類を添付等しなければなりません。法人であれば、一定の書類を保存することとなります。この場合における「一定の書類」とは、次のいずれかとなります。

- (1) 熊本県等の災害対策本部が発行する受領証、募金団体の預り証
- (2) 義援金受付専用口座である場合の半券（振込票控）、及び、義援金受付口座であることが分かる資料（募金要綱、募金趣意書、新聞報道、募金団体のホームページの写しなど）

Zeimu information

相続後に空き家を 譲渡した場合の特別控除



父が生前住んでいた家を相続したのですが、父死亡後は誰も住まないため年々傷んできています。管理も大変なため、譲渡する方向で動いています。このような空き家を譲渡した場合に、税の優遇措置が創設されたそうですが、どのような制度でしょうか。



相続又は遺贈により一定の要件を満たす家屋及びその敷地等を取得した個人が、一定期間内に一定の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡所得金額から、3,000万円を控除することができる制度が創設されました。これを「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例」といいます。

一定の要件を満たす家屋

上記「一定の要件を満たす家屋」は、次の要件全てを満たす家屋（以下、家屋）です。

- ・相続開始直前に被相続人の居住用であり、被相続人以外の居住者がいないこと
- ・昭和56年5月31日以前の建築物であること
- ・区分所有建物でないこと

一定の譲渡

譲渡対象物件が次のいずれかにより、それぞれ次の要件を満たす必要があります。

- (1) 家屋又は家屋とともにその敷地等も譲渡
家屋は次の①及び②を満たすこと、その敷地等もあわせて譲渡する場合は、その敷地等について①を満たすこと

- ①相続開始時から譲渡時まで事業用、貸付用、居住用に供されていないこと
- ②譲渡時に耐震基準を満たしていること

- (2) 被相続人の家屋を取壊し更地にして譲渡
取壊す家屋は次の③、更地にした敷地等は④及び⑤をそれぞれ満たすこと

- ③相続開始時から取壊し時まで事業用、貸付用、居住用に供されていないこと
- ④相続開始時から譲渡時まで事業用、貸付用、居住用に供されていないこと
- ⑤取壊し時から譲渡時まで建物又は構築物の敷地用に供されていないこと

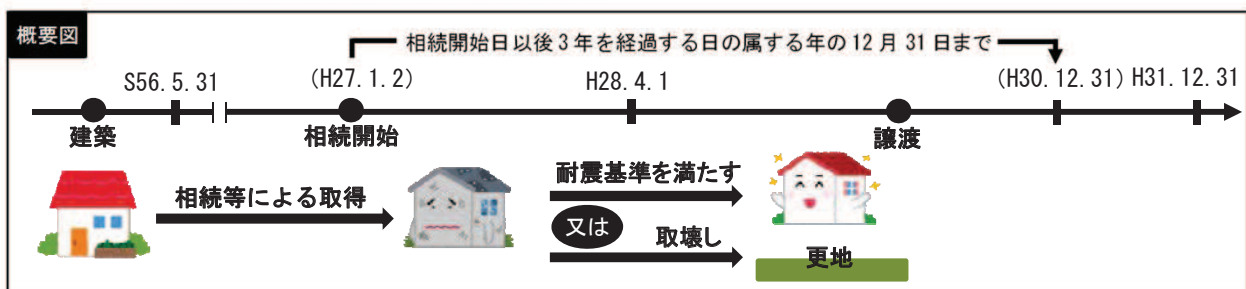
対象期間と譲渡金額の制限

適用期間は、平成28年4月1日から31年12月31日までの譲渡です。ただし、相続開始日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間の譲渡に限られています。また、譲渡価額は1億円以下でなければなりません。

他の優遇税制との併用

相続開始後3年以内の譲渡、といえは相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができる「相続財産に係る譲渡所得の特例」制度がありますが、この制度とは併用できず、選択適用となります。

一方で、特定のマイホームを買い換えたときの特例など、居住用財産を譲渡した場合の他の特例との併用は可能です。



昨年度よりさらに強化される 厚生労働省の過重労働対策

長時間労働が社会的な問題となっただけからかなりの時間が経ちますが、問題意識は高まっているものの、抜本的な改善ができていない企業も多くあるようです。実際に、平成27年4月から12月に行われた「長時間労働が疑われる事業場に対する労働基準監督署による監督指導」では、半数を超える事業場で違法な時間外労働が確認され、是正・改善に向けた指導が行われています。

■ 昨年度話題となった「かとかく」

昨年度、東京・大阪の両労働局に「過重労働撲滅特別対策班」（通称「かとかく」）が設置されました。この「かとかく」は、過重労働に係る大規模事案、困難事案等に対応するための専従対策班として活動を行い、大手靴小売会社等3件の書類送検を行いました。各種メディアで大きく報道され、書類送検された会社のイメージは著しく低下したと言われています。

■ 全国に設置された専門担当官

この「かとかく」については、平成28年度に厚生労働省本省に「本省かとかく」が設置され、全国47労働局に長時間労働を指導するための担当官である「過重労働特別監督監理官」が1名ずつ配置されました。この監理官は問題業種に係る重点監督の総括（企画・立案・実施）等を行うということで、今後、労働基準監督署の監督指導が強化されることは必至でしょう。

なお、重点監督対象事業場も、月100時間超の残業が疑われる事業場から月80時間超の残業が疑われる事業場へと拡大されています。この拡大により、監督対象となる事業場は、年間1万から2万へと増加しました。

■ 実施されるサイバーパトロール

「かとかく」の設置のほかに、平成27年度より、インターネット上の求人情報等の監視を行い、過重労働等の労働条件の問題があると考えられる事業場の情報を収集するサイバーパトロールが実施されています。サイバーパトロールの対象は、求人系口コミサイト、掲示板サイトから、SNSやブログ等までとかなり幅広くなっており、問題がある事業場については、その情報が労働基準監督署の監督指導等に積極的に活用されることになっています。この取組は平成28年度も引き続き実施されます。



このように国を挙げて長時間労働対策・過重労働対策が進められていますが、単純に長時間労働対策を行うと、従業員が労働時間の正確な記録を行わず、不払残業が発生したり、持ち帰り残業の発生につながることもあります。また、長時間労働による会社への不満が、SNSやブログで噴出する可能性もあります。業務効率が悪い、人員が不足しているといった根本的な課題を把握し、その対応をしていくことが求められます。

業種・事業所規模別の 夏季賞与1人平均支給額

そろそろ夏季賞与の支給時期を迎えます。ここでは賞与支給のための参考資料として、業種別に事業所規模5～29人と30～99人の事業所における平成27年の夏季賞与について、支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などをご紹介します。

平均では給与1ヶ月分程度に

厚生労働省の調査結果（※）から、主な業種別に1人平均支給額などをまとめると、以下のとおりです。5～29人規模の調査産業計は約26万円で、26年に比べ0.8%の増加とな

りました。30～99人規模は約31万円で、こちらは5.1%の減少になりました。きまって支給する給与に対する支給割合は、どちらの規模も1ヶ月程度でした。

平成27年業種・事業所規模別夏季賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

産業	支給労働者 1人平均支給額（円）		きまって支給する給与に 対する支給割合（ヶ月）		支給労働者数割合 （%）		支給事業所数割合 （%）	
	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	255,278	312,113	0.93	1.01	68.1	89.7	65.1	88.3
建設業	299,725	468,376	0.90	1.16	65.0	82.5	61.0	78.3
総合工事業	310,822	424,560	0.92	1.09	63.0	77.4	59.2	73.1
職別工事業	235,258	328,727	0.80	0.94	59.6	72.2	56.9	71.4
設備工事業	342,252	565,888	0.98	1.35	74.1	94.5	69.0	90.0
製造業	260,952	321,366	0.91	1.06	66.6	87.1	63.5	85.4
消費関連製造業	189,335	255,355	0.74	0.86	57.3	82.9	53.6	80.9
素材関連製造業	283,477	380,883	0.96	1.21	71.1	91.0	69.2	89.3
機械関連製造業	302,632	315,679	1.02	1.05	72.3	87.0	68.7	85.1
食料品・たばこ	146,849	245,308	0.65	0.80	57.5	84.0	53.7	81.0
繊維工業	207,126	175,223	0.81	0.80	45.6	74.5	39.4	77.6
木材・木製品	266,109	233,046	0.97	0.88	49.1	94.7	53.2	93.1
家具・装備品	232,662	266,465	0.88	0.95	68.2	79.6	64.7	78.6
パルプ・紙	233,816	352,042	0.95	1.10	76.6	93.7	70.2	96.3
印刷・同関連業	209,085	304,175	0.76	0.91	62.1	82.5	56.7	79.3
化学、石油・石炭	575,649	566,968	1.48	1.61	83.5	85.6	78.9	88.4
プラスチック製品	206,854	229,136	0.79	0.93	64.7	89.9	64.2	84.5
ゴム製品	212,399	297,079	0.77	1.00	56.8	85.3	50.2	81.8
窯業・土石製品	251,804	383,443	0.87	1.16	68.1	96.6	63.9	95.1
鉄鋼業	326,129	691,969	1.08	1.84	84.4	93.2	81.2	93.3
非鉄金属製造業	255,193	385,713	0.88	1.23	68.6	88.5	72.4	85.3
金属製品製造業	262,569	352,918	0.94	1.15	75.2	91.9	73.4	88.1
はん用機械器具	334,009	323,261	1.12	1.09	65.9	83.9	62.0	86.7
生産用機械器具	317,007	337,190	1.07	1.08	74.6	89.8	69.5	90.0
業務用機械器具	274,973	380,179	0.96	1.16	74.7	91.9	68.7	87.5
電子・デバイス	304,402	265,509	1.13	1.01	62.3	76.3	66.2	74.3
電気機械器具	328,195	268,611	0.99	0.99	83.2	89.2	79.1	86.1
情報通信機械器具	302,724	447,592	0.97	1.22	66.5	84.0	59.0	75.0
輸送用機械器具	244,345	294,538	0.89	0.99	72.2	89.3	67.1	86.3
その他の製造業	261,684	335,292	0.83	1.06	63.2	92.6	65.3	90.0
電気・ガス・熱供給等	549,018	612,789	1.63	1.60	82.8	72.2	80.6	81.1
情報通信業	319,806	449,515	1.06	1.19	69.9	95.1	67.2	94.4
情報サービス業	345,454	424,583	1.17	1.19	73.9	92.3	72.4	91.1
映像音声文字情報	269,726	300,384	0.81	1.04	63.7	100.0	55.5	100.0
運輸業、郵便業	260,884	260,016	0.96	0.87	70.1	89.6	67.2	87.1
道路旅客運送業	159,323	116,941	0.77	0.53	43.5	88.9	33.5	85.0
道路貨物運送業	163,138	186,578	0.69	0.66	65.4	85.8	61.4	83.1

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成27年業種・事業所規模別夏季賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

産業	支給労働者 1人平均支給額(円)		きまって支給する給与に 対する支給割合(ヶ月)		支給労働者数割合 (%)		支給事業所数割合 (%)	
	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
卸売業, 小売業	275,567	244,751	0.95	0.90	65.3	94.5	65.1	92.8
卸売業	394,862	452,885	1.24	1.33	81.5	96.4	79.6	94.9
繊維・衣服等卸売業	188,823	363,587	0.75	1.09	82.7	94.5	71.9	88.9
飲食料品卸売業	270,076	311,349	0.95	1.04	80.6	96.9	75.4	95.0
機械器具卸売業	478,556	621,221	1.38	1.58	86.9	93.9	86.0	93.0
小売業	200,870	110,623	0.78	0.61	58.0	93.3	58.7	91.5
各種商品小売業	125,034	116,244	0.67	0.60	47.9	100.0	48.6	100.0
織物等小売業	130,132	240,639	0.67	0.65	57.2	67.0	57.6	63.6
飲食料品小売業	91,439	68,746	0.53	0.50	34.1	95.9	36.2	93.7
機械器具小売業	372,980	266,175	1.14	1.03	81.4	95.8	78.8	94.7
金融業, 保険業	506,829	588,562	1.55	1.63	92.0	98.3	88.2	97.9
不動産業, 物品賃貸業	298,918	428,805	1.16	1.14	78.5	90.3	72.6	91.2
不動産業	341,128	479,493	1.22	1.28	77.0	93.8	70.4	92.6
物品賃貸業	228,406	353,555	1.04	0.96	81.1	85.5	77.5	89.5
学術研究等	362,385	560,494	1.12	1.40	75.3	92.4	74.2	92.0
専門サービス業	332,430	566,856	1.14	1.23	75.6	88.3	76.1	92.9
広告業	201,205	694,037	0.85	1.61	39.8	89.0	43.3	90.0
技術サービス業	348,604	462,976	1.07	1.27	76.5	92.8	73.2	90.5
飲食サービス業等	50,689	54,051	0.39	0.36	53.2	74.2	44.5	75.3
宿泊業	111,911	84,074	0.58	0.52	59.9	73.4	50.1	73.4
飲食店	41,711	39,099	0.34	0.30	52.9	71.5	44.1	73.5
持ち帰り・配達飲食	61,857	103,039	0.50	0.59	49.7	93.9	43.5	91.5
生活関連サービス業等	128,494	151,178	0.64	0.71	52.0	85.9	46.5	86.6
娯楽業	102,735	139,374	0.58	0.66	68.6	88.6	69.3	89.0
教育, 学習支援業	382,780	539,508	1.22	1.59	84.2	96.9	77.8	97.9
学校教育	468,194	556,565	1.44	1.64	95.1	96.4	94.5	97.7
他教育, 学習支援	187,863	431,181	0.85	1.20	66.6	100.0	60.0	100.0
複合サービス業	386,122	382,739	1.34	1.33	97.5	100.0	98.1	100.0
その他のサービス業	297,813	278,514	1.06	0.89	73.5	83.2	71.6	82.5
廃棄物処理業	287,650	393,817	1.01	1.04	77.9	96.9	75.0	96.0
自動車整備等	313,576	727,807	1.02	1.63	81.9	84.0	76.8	76.9
職業紹介・派遣業	262,284	183,351	1.07	0.66	66.5	62.7	65.7	67.4
他の事業サービス	275,896	179,194	1.01	0.71	67.8	84.6	67.8	82.6

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

最高額は70万円台に

1人平均支給額を業種別にみると、5~29人規模では製造業の化学、石油・石炭の約58万円が最高額でした。30~99人規模では、その他サービス業の自動車整備等の約73万円が最高となりました。一方で10万円未満の業種もあり、状況は業種や規模によって異なることがわかります。

27年は26年にも増して、賃上げを実施した中小企業が多いという調査結果がありました。前述のとおり、調査産業計の30~99人規模では26年に比べて1人平均支給額が減少するなど、賃上げが必ずしも賞与に反映されるわけではないという結果になりました。

(※) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約190万事業所(経済センサス基礎調査)から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合(支給月数)の一事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数(当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む)の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

高まる中小企業のクラウドサービス利用割合

一般的になってきている感のあるクラウドコンピューティングサービス（以下、クラウドサービス）ですが、中小企業ではどの程度利用されているのでしょうか。ここでは総務省の調査結果（※）などから、中小企業のクラウドサービスの利用状況をみていきます。

■ 利用割合は右肩上がりに

クラウドサービスの調査が始まった平成22年以降の利用状況は、以下のとおりです。

クラウドサービスの利用状況（%）

	利用している	利用していない
22年	10.3	58.5
23年	18.3	57.8
24年	23.9	55.2
25年	29.4	52.0
26年	34.4	49.9

総務省統計局「通信利用動向調査企業編」より作成

クラウドサービスを利用している割合は、26年に34.4%になりました。一方、利用していない割合は、26年に50%を割り込みました。

■ 利用割合が高いのは3種類

具体的に利用している主なクラウドサービスの種類は以下のとおりです。

利用しているクラウドサービスの種類（複数回答、%）

	24年	25年	26年
ファイル保管・データ共有	46.2	45.8	48.9
電子メール	41.4	51.5	39.7
サーバー利用	38.3	39.7	38.1
社内情報共有・ポータル	31.5	31.2	29.8
スケジュール共有	30.4	34.5	28.8
データバックアップ	19.9	18.1	23.4
給与、財務会計、人事	18.2	15.4	18.8
営業支援	8.6	7.7	11.1

総務省統計局「通信利用動向調査企業編」より作成

26年をみると、ファイル保管・データ共有の利用割合が最も高くなっています。24年の結果でも最も高く、25年は電子メールに次いで高い状況です。その他、電子メール、サーバー利用をあわせた3つが、利用割合の高いサービスとなっています。

■ 8割程度で効果があったと回答

クラウドサービスを利用する中小企業は増加傾向にありますが、クラウドサービス利用企業のうち、非常に効果があった、ある程度効果があったとする割合が、全体の約80%を占めました。

クラウドサービスの効果（%）

非常に効果があった	25.9
ある程度効果があった	53.6
あまり効果がなかった	1.3
マイナスの効果であった	0.0
効果はよく分からない	16.3
無回答	2.9

総務省統計局「平成26年通信利用動向調査企業編」より作成

クラウドサービスの場合、自社で設備をそろえる場合に比べ、低コストで業務のIT化を進めることができます。今後導入を予定・検討する企業も増えると思われませんが、十分な効果を得るためにも、利用目的を明確にしてサービスを選択することが大切です。

（※）総務省「平成26年通信利用動向調査」

常用雇用者数100人以上の企業を対象に5,140企業を抽出して行われ、27年6月に発表された調査です。有効回収率は56.3%です。ここでは従業員数100～299人規模の結果を紹介しています。また、クラウドコンピューティングサービスとは、ネットワーク上に存在するコンピュータ資源を、インターネット等のブロードバンド回線を経由して、利用者が「必要な時に、必要な量だけ」、役務（サービス）として使用できる技術であり、ASP（Application Service Provider）が提供するSaaS（Software as a Service）なども含まれます。詳細は次のURLから確認できます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

社会保険関係の提出が目白押しです。また、夏季休暇は、事前取引先への周知を徹底し、取引先の休暇状況もあわせて確認しておきましょう。

2016年7月

お仕事備忘録

1. 所得税の予定納税額の減額申請
2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出
3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出
4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付
5. 夏季休暇にまつわる諸業務

1. 所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で1～3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。

7月末までに4月から6月分の報告を行います。休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月11日までです。

4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

お中元は7月中旬までに先方に届くよう手配します（配送の場合は先方へ到着する日程の確認、訪問する場合は、訪問する人にいつ行くのかの確認も忘れないようにするとよいでしょう）。万が一遅くなってしまった場合は7月19日～立秋までは「暑中お見舞い」、立秋から9月上旬までは「残暑お見舞い」とするのが一般的ですが、地方によって多少時期がずれることもあります。

また、当方・先方のいずれが喪中であっても贈答に差し支えありませんが、先方が気落ちしているようであれば、「暑中お見舞い」「残暑お見舞い」として贈る気配りもしたいものです。

さらに、挨拶状や暑中見舞い状については、会社名・氏名・肩書などに誤りがないか、送付前に再確認をしましょう。

お中元をいただいた際のお返しは必要ありませんが、早めにお礼状を送付しましょう。

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する企業は、事前取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握をおきましょう。また社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

◆防犯・防火対策

→専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。

◆郵便など配達物の扱い

→郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせましょう。

◆休暇中に出勤する社員の把握

◆社員の休暇中の連絡先の把握

→緊急連絡に備えておきましょう。



2016.7

労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届のほか、夏季休暇がある場合には、取引先へ事前にお知らせするとともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	金	先勝	●社会保険の算定基礎届の提出（～7月11日） ●所得税の予定納税額の減額申請（～7月15日） ●来春高校卒業予定者に対する学校への求人申込及び学校訪問開始
2	土	友引	
3	日	先負	
4	月	赤口	
5	火	先勝	
6	水	友引	
7	木	先負	小暑
8	金	仏滅	
9	土	大安	
10	日	赤口	
11	月	先勝	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（6月分） ●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付（1～6月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出 ●労働保険の年度更新 ●社会保険の算定基礎届の提出 ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第1期分）※口座振替を利用しない場合
12	火	友引	
13	水	先負	
14	木	仏滅	
15	金	大安	●所得税の予定納税額の減額申請 ●高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出
16	土	赤口	
17	日	先勝	
18	月	友引	海の日
19	火	先負	
20	水	仏滅	
21	木	大安	
22	金	赤口	大暑
23	土	先勝	
24	日	友引	
25	月	先負	
26	火	仏滅	
27	水	大安	
28	木	赤口	
29	金	先勝	
30	土	友引	
31	日	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（6月分） ※8月1日まで ●所得税の予定納税（第1期分） ※8月1日まで ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[4月～6月]について報告） ※8月1日まで ●固定資産税（都市計画税）の納付（第2期分） ※市町村の条例で定める日まで